

令和6年7月19日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会会長 様

神奈川県環境農政局環境部環境課長

(公 印 省 略)

大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法
第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例
について（依頼）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年7月19日付けで、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第65号）を公布しました。

この改正の内容等は、別紙のとおりですので、貴会会員の皆様に対する周知について特段の御配慮をお願いいたします。

【当課ホームページ】

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/haisuikizyunn.html>

問合せ先
水環境グループ 高瀬
電 話 045-210-4123（直通）